

【 】地区

地域防災活動(避難所運営)マニュアル

ともに備え、
ともに助け合う地域づくりを進め、
災害に強い水戸市を目指しましょう。
ご理解とご協力をお願いします。

水戸市

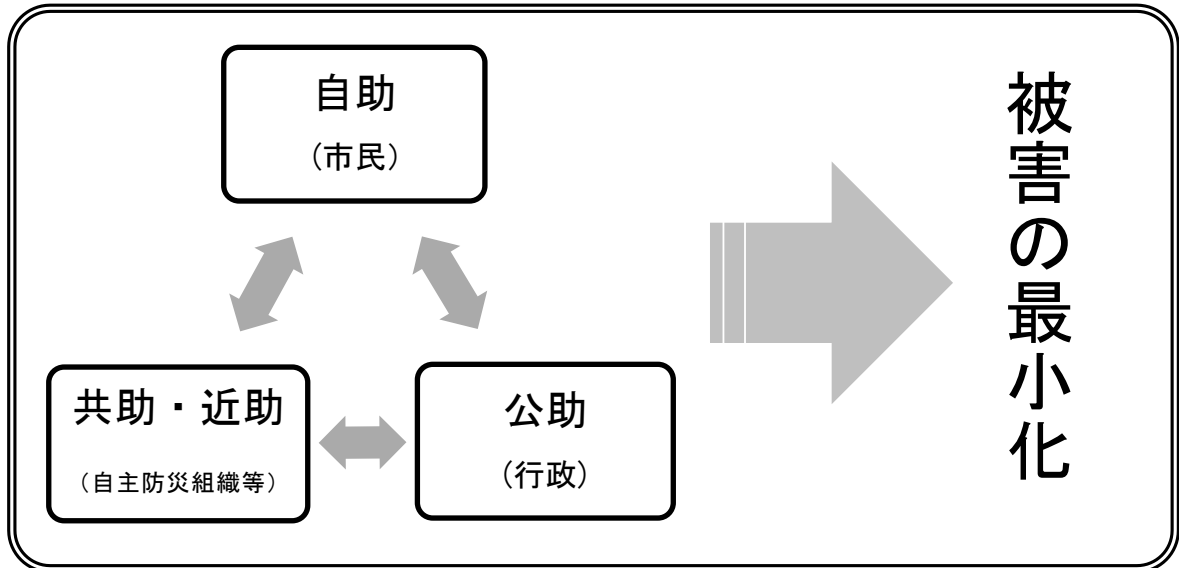
地域防災活動（避難所運営）マニュアルについて

1 目的

災害時には、自助・近助・共助・公助の連携が重要になります。

本マニュアルは、地域防災の平常時及び災害時における、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、市民センター所長、避難所指定動員をはじめとする市の職員、地区（自主）防災組織、学校関係者などの役割や主な活動内容を示すものです。

また、地震や大雨などの災害時において、市民が避難所へ避難し、しばらくの間、共同で生活することを想定し、避難所の運営に関することも併せて記載しています。



2 活用

このマニュアルは、地域防災活動の基本的な事項を示したものであり、既に作成されている地区防災組織の会則や任務分担表などと併せて活用し、地域の実情に合わせ必要な事項を記入することで、地区防災計画が作成できるようにしています。

災害時には、各地区の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。

目 次

第1章 平常時の備え

1	地域における関係機関等の確認	4
2	地域における災害リスクの確認	5
3	避難所における機能や役割の確認	5
4	災害情報の収集及び連絡手段の確認	6
5	任務分担の整備	7
6	災害時生活用水協力井戸登録状況の確認	8
7	災害時要配慮者（高齢者，障害者，妊婦，乳幼児等）の確認	8
8	避難所施設の鍵の管理	8
9	防災訓練等の実施	8
10	地区防災マップの作成	9

第2章 災害時の対応

1	身の安全の確保	10
2	参集基準と参集者	11
3	地域の被害状況の集約	11
4	住民間の助け合い活動	11
5	災害時要配慮者の情報収集等	12

第3章 避難所の開設・運営

1	避難所運営の基本方針	13
2	時系列での避難所の想定状況	13
3	避難所施設の安全確認と避難所の開設	14
4	市災害対策本部への連絡・報告	14
5	避難所の運営	14
(1)	避難者の受付	14
(2)	避難所レイアウトの決定	15
(3)	感染症対策	16
(4)	福祉避難室の設置	16
(5)	体調不良者用スペースの確保	16
(6)	避難所生活のルールを作成及び掲示	17
(7)	避難者への気象・水位情報の提供	17
(8)	飲料水及び生活用水の確保	17
(9)	トイレの使用	17
(10)	備蓄物資・資機材の活用	18
(11)	医療・救護対策	18
(12)	炊き出し	19
(13)	ゴミの管理	19
(14)	ペット対策	19
(15)	ボランティアとの連携	19
6	避難所の閉鎖	20

第4章 計画の見直し

1	検証と見直し	20
---	--------	----

資料・様式集

資料1	洪水ハザードマップ（北部）
資料2	洪水ハザードマップ（南部）
資料3	桜川洪水ハザードマップ
資料4	土砂災害ハザードマップ（N01）
資料5	土砂災害ハザードマップ（N02）
資料6	土砂災害ハザードマップ（N03）
資料7	土砂災害ハザードマップ（N04）
資料8	土砂災害ハザードマップ（N05）
資料9	土砂災害ハザードマップ（N06）
資料10	土砂災害ハザードマップ（N07）
資料11	土砂災害ハザードマップ（N08）
資料12	津波ハザードマップ
資料13	指定避難所，福祉避難所，広域避難場所等の一覧
資料14	消火器，バケツリレーの実施要領
資料15	応急担架の作り方の要領
資料16	AEDの取扱要領
資料17	AED設置場所一覧
資料18	MCA無線機の取扱要領
資料19	特設公衆電話の取扱要領
資料20	避難所被害状況報告書
資料21-1	避難者名簿（集計用）
資料21-2	避難者名簿（配布用）
資料22	要配慮者の一般的な特徴及び支援方法
資料23	避難所利用上のルール
資料24	受水槽を活用した給水要領
資料25	簡易トイレの使用方法
資料26	発電機の使用法
資料27	避難所用マット・簡易間仕切りの使用方法
資料28	炊飯袋の使用法
資料29	エコノミークラス症候群予防体操
資料30	First Mission カード
資料31	災害時指さし会話シート
資料32	感染症予防啓発チラシ

第1章 平常時の備え

1 地域における関係機関等の確認

地区防災組織（地区会）を中心に、学校、消防団、女性会、女性防火クラブをはじめとする地域団体が一丸となり、地域防災力の向上を図りましょう。

また、防災士（日本防災士機構が認証するもの）の資格取得の推進を図るとともに、地区内の防災士や民間事業所などとの連携に努めましょう。

- (1) 地区名 _____
- (2) 町内会数 _____
- (3) 地区人口 _____
- (4) 地区世帯数 _____
- (5) 地区内の避難所
- ア 指定避難所 _____ ※洪水時一時避難所
- イ 福祉避難所 _____
- ウ 広域避難場所 _____
- エ 緊急避難場所 _____
- (6) AED設置施設 _____
- (7) First Missionボックス設置場所 _____
- (8) 関係機関の連絡先等

	関係機関	電話番号	担当者等	備考
1	水戸市防災・危機管理課	232-9152（直） 224-1111（代） 080-2559-7136 衛星携帯電話（緊急用） ※災害時において固定電話や携帯電話が使用できなくても接続可能な電話です。		
2	水戸市消防局	221-0111（代）		
3	水戸警察署	233-0110（代）		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

※地区内の交番、消防団、学校、医療機関等

2 地域における災害リスクの確認

市内には、洪水・土砂災害・津波の影響が想定されるエリアが指定されています。別添資料のハザードマップで、地区内の町内会等が対象になっているか確認しましょう。

災害種別	対象町内会等
洪水 (浸水想定区域)	
土砂災害 (警戒区域等)	
津波 (浸水想定区域)	

【洪水時における地域間連携】

本市では、洪水が発生した場合に、那珂川等の国が管理する河川における洪水浸水想定区域内の16地区会を、区域外の18地区会が迅速かつ円滑に応援できるよう、市と住民が組織する水戸市住みよいまちづくり推進協議会＝自主防災組織（34地区会）との間で協定を締結し、連携する地区の組合せや応援要請時のルールなどを定めています。

	浸水想定区域内の地区	応援する地区
1	北部	三の丸
2		河和田
3		五 軒
4		石 川
5		新 荘
6		梅が丘
7		堀 原
8	南部	上中妻
9		渡 里
10		山 根
11		飯 富
12		国 田
13		双葉台
14		城 東
15		見 川
16		浜 田
		緑 岡
		常 磐
		鯉淵・妻里・内原
		上大野
		吉 田
		千 波
		赤 塚
		下大野
		酒 門
		稲荷第一
		吉 沢
		稲荷第二
		笠 原
		大 場
		寿

※地域間の連携体制は、上記の組合せを基本に、状況に応じて、柔軟な対応に努めます。

3 避難所における機能や役割の確認

(1) 指定避難所

指定避難所は、自宅や勤務先が危険な状態で生活ができないときなどに避難し、寝泊まりできる場所です。本市においては、**全ての市民センター、市立小学校、中学校及び義務教育学校の82か所**を指定しています。指定避難所には、初動段階に必要なとなる備蓄物資・資機材を配備しており、不足した場合には、市災害対策本部から搬送します。

指定避難所は、市において避難指示等を発令するときに、対象の地区に開設します。また、地震発生時においては、市内で震度5弱以上を観測したときに、開設準備を開始します。

なお、洪水浸水想定区域内に位置する指定避難所は、台風等により河川の水位が上昇した

ときは、洪水時一時避難所という扱いになり、河川の水位状況に応じ、市が用意するバスに乗車して移動する、二次避難が生じることがあります。

【主な備蓄物資・資機材】※日頃から点検し、使用方法を確認しておきましょう。

クラッカー、水、紙コップ、簡易トイレ、トイレ処理剤、トイレットペーパー、毛布、アルミ（保温）シート、避難所用マット、乾電池式ランタン、ラジオ、発電機、感染症対策資器材（マスク、消毒液、体温計等）※リアカー、※救助工具セット、※悪路走行可能な台車、※バケツ、※雨水貯留タンク、養生テープ、※投光器、※電源タップ 等
※…市民センターにのみ配備している物資等

各施設には、数量や賞味期限等を記載した資料を表示します。

【洪水時一時避難所】

国田市民センター、柳河市民センター、城東市民センター、竹限市民センター、上大野市民センター、稲荷第一市民センター、稲荷第二市民センター、大場市民センター、下大野市民センター、桜川市民センター、妻里市民センター、国田義務教育学校、柳河小学校、城東小学校、浜田小学校、第三中学校、上大野小学校、大場小学校、下大野小学校、妻里小学校

(2) 福祉避難所

福祉避難所は、障害者や高齢者など、特別な配慮が必要な避難者のための施設であり、二次的な避難所と位置付けています。

本市の福祉避難所は、市関連のいきいき交流センター（老人福祉センター）、民間の特別養護老人ホーム、特別支援学校等 47 か所を指定しています。

また、福祉避難所への搬送は、原則、指定避難所などから市が行います。

(3) 広域避難場所

広域避難場所は、大火災を想定し指定したもので、一時的に火災から逃れるために避難する場所です。長期化する場合は、指定避難所に移動することとなります。広域避難場所の指定は、人口集中地区のみであり、有効避難面積 94.13ha、13 か所となっています。

(4) 緊急避難場所等

ア 鹿島臨海鉄道常澄駅、水戸高等特別支援学校、産業技術短期大学

津波対策の緊急避難場所として、高台に避難する時間がないときなどに、緊急的に避難する場所として指定しています。

イ 茨城大学、水戸第一高等学校、水戸第二高等学校、水戸第三高等学校、水戸南高等学校、水戸農業高等学校、茨城大学教育学部附属小学校、市毛小学校、J A茨城教育センター、寶幢院、吉田神社、水戸市清掃工場

洪水対策の緊急避難所として、浸水などの影響で、近隣の指定避難所では対応できないとき、又は那珂川が増水して橋が渡れないときに開設する避難所です。

4 災害情報の収集及び連絡手段の確認

災害時には、迅速な情報収集と発信が重要です。市においては、各種連絡手段により対策を講じますので、日頃から確認しておきましょう。

(1) FMラジオの活用

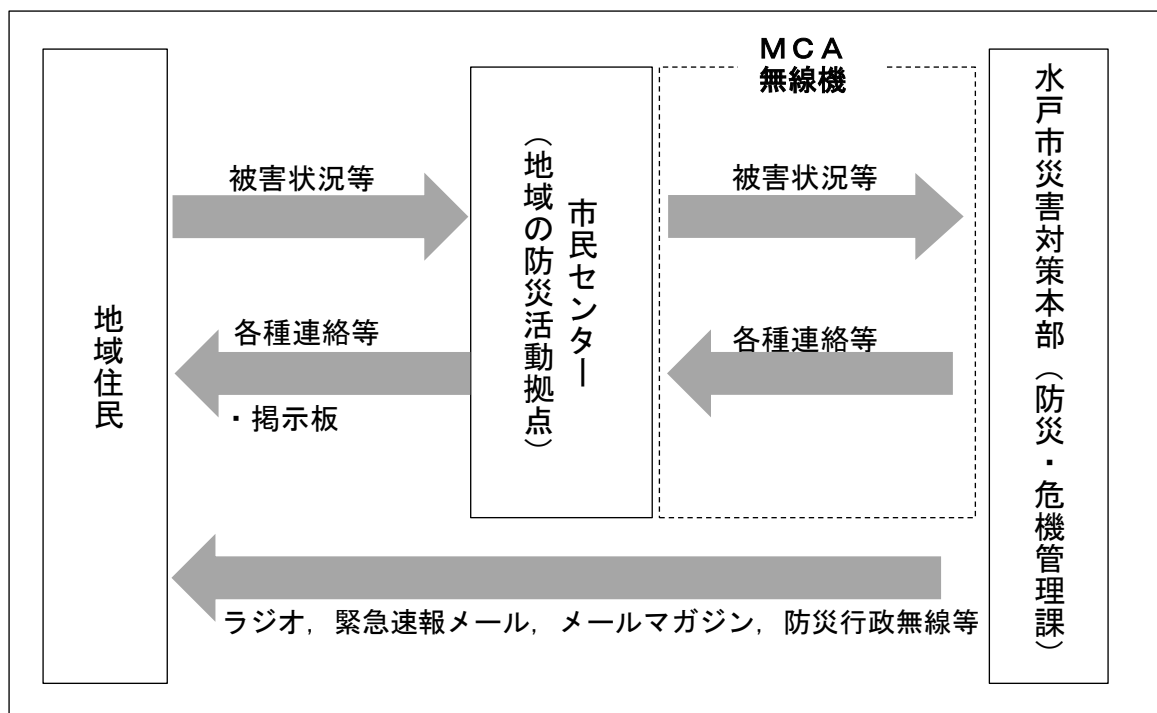
水戸コミュニティ放送との連携を強化するとともに、緊急割込装置を導入し「災害時には、FMぱるるんの76.2MHzに周波数を合わせると水戸市からのきめ細かな情報が入手できる」という体制を構築しました。

また、水戸市が避難情報などを発信したときに、ラジオから自動で音声が出る「防災ラジオ」を導入し、災害リスクの高い、洪水・津波の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に居住する方、さらには、災害時に支援が必要な避難行動要支援者、そして、地域防災の要となる自主防災組織の皆様などに、無償で貸与しています。

(2) 無線機の導入

災害時、確実につながるMCA無線機を導入し、全指定避難所、福祉避難所、市防災拠点施設等に配備し、市災害対策本部と地域が繋がる体制を構築しました。災害時には、市から地域の防災活動拠点施設である各市民センターにMCA無線機を活用して情報を発信します。

また、指定避難所においては、館内放送、掲示板などを活用し避難者への周知を図ります。



(3) 緊急速報メール等の活用

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの緊急速報メールにより、登録不要で市内にいる方の携帯電話に、避難指示等の緊急情報を送信します。

上記の伝達手段に加え、防災行政無線（那珂川沿岸）、防災ラジオ、広報車、ホームページ、メールマガジン、X（旧ツイッター）、LINE、フェイスブックなどを活用し、複合的に情報を発信します。

5 任務分担の整備

災害時の地区の取りまとめは、市民センター所長等の市職員が行います。地区防災組織（地区会）や学校関係者においては、既に作成している任務分担表を活用するとともに、次のような主な任務について、役割と担当者を確認しておきましょう。

班 名	平常時の主な役割	災害時の主な役割
総括班	全体調整、任務分担の見直し等	連絡調整窓口、相談窓口等
避難所運営班	避難者受付名簿等の作成等	避難者の把握、名簿管理等
情報班	関係機関等の連絡先の確認、情報伝達機器の点検等	地域の被害情報の収集、市からの情報提供等
物資班	備蓄物資の点検等	備蓄物資の管理・配布等
消火・救助班	資機材の点検等	消火・救助等の活動等
救護班	資器材の点検・調達の確認	軽傷者の搬送・手当等
要配慮者支援班	要配慮者の把握等	安否確認、情報伝達、非常食・生活物資の優先配布等
炊き出し班	器具の点検、LP ガス業者の確認等	非常食の確保、調理等

水対策班	備蓄飲料水の点検，受水槽からの給水方法の確認，災害時生活用水協力井戸登録箇所の確認	飲料水の確保（小中学校の受水槽の活用を含む），災害時生活用水協力井戸の活用
衛生班	簡易トイレ取扱いの確認，ごみ集積場所の選定等	トイレの確保，ごみの分別，風呂の確保等（市災害対策本部との調整）
ボランティア班	ボランティア受入手順の確認	ボランティアの要請，受付，調整

6 災害時生活用水協力井戸登録状況の確認

災害時に，民間の井戸を活用するための災害時生活用水協力井戸制度を創設しており，346か所の井戸を登録（令和6年4月現在）しています。市のホームページや市民センターに掲示してある井戸マップ等により，身近な井戸を確認しておきましょう。

また，登録井戸の約9割は電動のポンプでくみ上げるため，停電時には，避難所に備えてある発電機等を利用することを想定しましょう。手動ポンプを準備しておくことも有効です。

なお，発電機は，避難所等での使用も想定されますので，くみ上げる井戸を選定し，順次，使用することになります。

最新の井戸の登録状況は，防災・危機管理課にお問い合わせ下さい。

7 災害時要配慮者（高齢者，障害者，妊婦，乳幼児等）の確認

隣近所等において，災害時要配慮者の把握に努め，日頃から，声かけなどを行い，災害に備えましょう。

※特に自力避難が困難な高齢者や障害者を避難行動要支援者として，市職員のほか，民生委員，消防団，地区会の皆様など，地域の支援者の方が互いに連携し，地域ぐるみで支援する体制を構築しています。

8 避難所施設の鍵の管理

地区内の避難施設の鍵の管理者や保管場所の情報を共有しておきましょう。

休日・夜間に災害が発生した際には，避難所を急ぎょ開設することが想定されるため，休日・夜間の鍵の管理者を把握・記載しておきましょう。

また，施設の出入口だけでなく，防災倉庫や受水槽の出入口の鍵について明確にしておきましょう。

施設	鍵の管理者	電話番号	備考
市民センター			
(防災倉庫)			
小学校			
中学校			

9 防災訓練等の実施

地区の自主防災組織（地区会）が中心となり，地域の実情に応じた防災訓練・研修等を定期的に行い，災害時に即応できる態勢の確立と地域住民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図りましょう。

実施に当たっては，学校，消防団，女性会，女性防火クラブ，地区内の防災士，地域内の民間事業所などと連携しましょう。

防災訓練等を実施する上で，市職員の派遣が必要な場合は，実施日の2カ月前を目途に防災・危機管理課へ連絡し，事前の日程調整をお願いいたします。

【各種防災訓練一覧】

No.	訓練種目	訓練の概要
1	防災講話	防災・危機管理課職員が講師となり、過去の災害における本市の対応や、本市の防災に関する現状（備蓄品紹介、情報伝達手段の紹介等）及び各家庭や地域における備えについてスライドを用いて説明し、防災知識の啓発を実施します。
2	First Mission ボックス訓練	市民センターに集まった人員が、市民センターを避難所として開設するに当たり必要となる初動対応をまとめた「First Mission ボックス」を活用し、避難所開設の為に必要となる初動対応を確認します。
3	避難所開設訓練	避難所開設にあたり、施設の点検、避難者名簿の作成、簡易トイレの組立、簡易間仕切りの設置及び避難所マットの設置、災害時特設公衆電話の設置などを実施します。
4	夜間避難所体験訓練	夜間における避難所を体験するため、No. 1 や No. 2, No. 8 等、複合的な避難所体験を夜間に実施します。
5	住民避難訓練	避難指示等の発令に伴い、市は、避難に関する広報を実施します。住民は、隣近所の安否確認を行い、危険箇所を回避し安全に避難を実施します。※避難訓練の想定：震災、津波、洪水、土砂災害等
6	簡易トイレ組立・ 携帯トイレ体験訓練	市で備蓄している簡易トイレ及びトイレ用テントの組立訓練を実施します。携帯トイレ（トイレ処理剤・排便袋）と水を使って、使い方についても体験していただきます。
7	簡易担架作成訓練	洋服、シーツ、毛布、物干しざおなど身の回りにあるものを使用して、簡易担架を作成します。
8	炊き出し訓練	市が備蓄しているマジックライスの作成や、ハイゼックス（米と水を袋詰めしたもの）の炊き出し訓練を実施します。 また、備蓄品のクラッカーやアルファ米の試食を行います。
9	情報伝達訓練	指定避難所に配備しているMCA無線機を活用し、使用方法等の訓練を行います。
10	土のう作成訓練	土のう作成及び土のう積みの訓練を行います。 ※砂、土のう袋、スコップ等は、主催者にて準備願います。
11	HUG訓練	避難所（H）運営（U）ゲーム（G）の略で、避難所の運営を模擬体験する訓練を行い、避難所運営をイメージします。
12	応急給水訓練	水道部と連携し、市民センターの防災倉庫に備え付けてある応急給水用タンクの組立を行い、仮設給水所の設置を行います。
13	災害時要配慮者 避難支援訓練	福祉部門と連携し、個別避難計画等に基づいた災害時要配慮者の安否確認や、避難所まで搬送を行います。
14	初期消火訓練	消防局と連携し、消火器、バケツリレー、シーツ等による消火要領を体験型の訓練として実施します。
15	救命・救護訓練	消防局と連携し、三角巾の取扱い、AEDの取扱い、心肺蘇生法、搬送要領などを体験し訓練します。
16	災害用伝言ダイヤル 体験訓練	N T T 東日本と連携し、1 7 1 災害用伝言ダイヤル体験訓練を実施します。

10 地区防災マップの作成

市で作成しているハザードマップや井戸マップを活用して、地区単位のきめ細やかな情報を掲載した防災マップを作成しましょう。

地区防災マップに掲載する内容例

- ・避難所に関する情報（地区独自で定めている一時避難場所を含む）
- ・災害時に危険のおそれがある箇所、避難経路上の危険箇所
- ・災害時生活用水協力井戸登録箇所
- ・医療機関などの関係機関やAEDが設置してあるコンビニエンスストア 等

第2章 災害時の対応

1 身の安全の確保

(1) 地震

災害時には、まず自分の身を守り、家族の安否を確認した上で、地域の防災活動に参加できる方は、地域の防災活動拠点施設である市民センターに集まっていただきますようお願いいたします。

①自分の身を守る

本棚、タンス、冷蔵庫など転倒、落下しそうなものから離れ、座布団などで頭を保護し、丈夫な机の下などに身を伏せましょう。また、戸などを開け、避難経路を確保しましょう。

日頃から、安全な場所（※）を確認しておくことが、迅速な行動につながります。

※安全な場所とは、建物によって異なりますが、大きな家具などがなく、柱の密度が高いところが目安になります。

②火元を確認

揺れがおさまったら火の元を確認しましょう。もし、出火していたら家族や隣近所の方に大声で知らせて119番に通報するとともに、初期消火に努めてください。

消火時、天井まで火が達したら消火活動は危険ですので、避難しましょう。

③足元に注意

移動するときは、割れたガラスの破片や落下物から足を保護するため、スリッパを履くか、新聞紙や雑誌を床に敷きましょう。

④津波・土砂災害の危険性が高い地域は、すぐに避難

⑤隣近所の方と声をかけ合う

隣近所の方と「けがはない、大丈夫」などと声をかけ合い、特に、災害時要配慮者（自力避難が困難な方）などが近所にいる場合は、声をかけ、みんなで助け合いましょう。

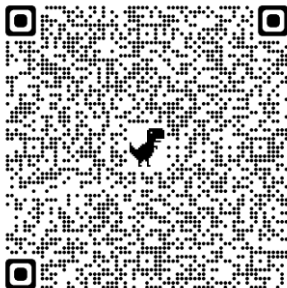
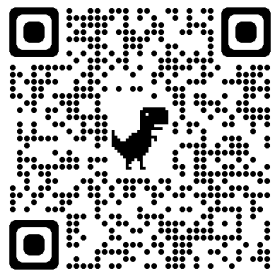
⑥避難所へ

自宅などが倒壊し居住できなくなったとき、又は危険な状態で被害のおそれがある場合は、復旧後の通電による火災やガス漏れを防ぐため、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めてから、近くの指定避難所に避難しましょう。

(2) 大雨

①情報の入手

テレビやラジオ、下記サイトなどで最新の気象情報、防災情報を確認しましょう。

水戸市 HP 【防災情報サイト】	気象庁 HP 【あなたの街の防災情報】	国土交通省 HP 【川の防災情報】
		

②避難時の心得

日頃から、身の回りの危険箇所（洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域など）、身近な避難所、避難所までの経路などを確認しておきましょう。浸水時の避難は、裸足、長靴ではなく、ひもで締められる運動靴を履き、足元に注意して、安全を確認しながら、徒歩で避難しましょう。また、避難所へ避難できない場合は、家の2階以上など、浸水やがけ崩れの影響を受けない、少しでも安全な場所へ移動しましょう。

2 参集基準と参集者

(1) 参集基準

災害時には、次の参集基準により、安全管理を優先し、地域の防災活動拠点施設である市民センターに集まりましょう。

- ・地震の場合は、震度5弱以上を市内で観測したとき
 - ・洪水、土砂災害、津波などの災害については、市の要請があったとき
- なお、洪水時の参集は、那珂川の増水が大きな要因となります。

【参考】

基準点	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
水府橋	3.00m	4.00m	5.40m	5.80m

- ・その他、予測できない災害時には、状況に応じて参集いただきますよう御協力願います。

(2) 参集者

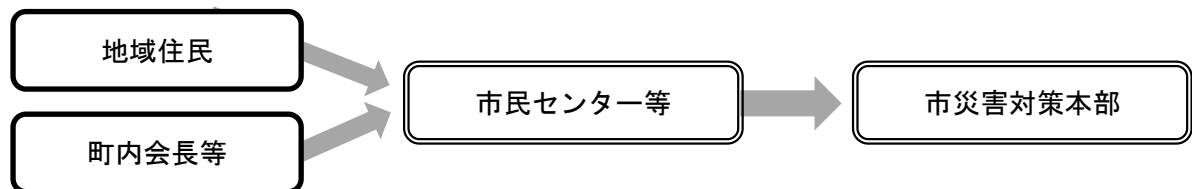
- ・市民センター所長
- ・参集をあらかじめ指定している市職員
- ・地区防災組織（地区会の役員、町内会長など）

3 地域の被害状況の集約

地域の被害状況については、地域の防災活動拠点施設である市民センターで集約し、市災害対策本部へ報告することを基本としています。

市においては、各担当部署でパトロール等により被害情報を集約しますが、あわせて地域の皆様にも御協力いただき、町内会長などが地域の状況を市民センター等に報告しましょう。

市民センター等から市災害対策本部への連絡は、MC A無線機を活用するとともに、バックアップ手段として、特設公衆電話から市災害対策本部の衛星携帯電話への連絡を想定しています。



4 住民間の助け合い活動

災害時には、同時多発的に各種事象が身近なところで発生することが予測されます。そのようなときには、消防をはじめとする行政機関の出動は、大規模な事象や緊急対応が必要となる現場が優先されるため、平常時のように活動することが困難となりますので、安全管理を考慮し地域の方の助け合い活動をお願いします。

活動に当たっては、地区防災組織の消火班や救助班を中心に、周囲の方に声をかけ、災害時に、できる人ができることを協力しましょう。

(1) 隣近所への声かけ

隣近所の方と「けがはない、大丈夫」などと声をかけ合い、特に、災害時要配慮者（自力避難が困難な方）などが近所にいる場合は、声をかけ、みんなで助け合いましょう。

このような活動が、閉じ込められている人や火災などの早期発見につながります。

(2) 消火活動

消火器やバケツリレーなどにより、初期消火をしましょう。消火時、天井まで火が達していたら消火活動は危険ですので、避難しましょう。

※消火器、バケツリレーの実施要領は、別添資料を参照

(3) 負傷者の搬送

負傷し動けない人を運ぶときは、地域の防災活動拠点施設である市民センターや身近な医療機関などへ、安全管理に配慮し搬送しましょう。

搬送方法は、身の回りにある衣類や毛布を使って搬送できますので、日頃から訓練を行い備えましょう。

※応急担架の作り方の要領は、別添資料を参照

(4) AEDの使用

意識がなく心肺停止の方を発見したときは、119番への通報とともに、AEDを使用し蘇生に努めましょう。

AEDの取扱いや設置してある施設など日頃から確認しておくことが迅速な対応につながります。

※AEDの取扱要領及びAED設置場所一覧は、別添資料を参照

5 災害時要配慮者の情報収集等

(1) お年寄りや身体の不自由な方などが近所にいる場合は、声をかけ、安否を確認しましょう。

(2) 安否情報については、地域の防災活動拠点施設である市民センターに報告をお願いします。

安否が不明な場合や避難誘導が困難な場合は、市、消防、警察などの行政機関が対応します。

(3) 避難行動要支援者をはじめとする災害時要配慮者（自力避難が困難な方）の方が避難所へ避難する場合、可能な範囲で、避難誘導に御協力をお願いします。

(4) 避難行動要支援者をはじめとする災害時要配慮者（自力避難が困難な方）の方が在宅を希望する場合は、その旨を市民センター等に報告するとともに、災害情報の伝達や非常食・生活物資の配布等に御協力をお願いします。

(5) 状況に応じて、情報交換の際に「災害時指さし会話シート」（別添資料を参照）を活用しましょう。

6 避難行動要支援者の対応

災害発生時や災害発生が予測される際には、災害対策本部に設置される要支援者班において、在宅で生活されている避難行動要支援者に対し、電話連絡等を用いて安否確認を実施することとしております。

しかしながら地震のような突発的な災害で、電話回線が寸断された場合等においては、こうした対応が難しい場合も想定されます。

災害時に優先して安否確認等の支援を希望している避難行動要支援者の登録名簿は、各市民センターに配備しておりますので、可能な範囲で災害時の支援活動について御協力いただきますようお願い申し上げます。

現時点では、自主防災組織の要配慮者支援班の中で、対応可能な方が市民センターに集まり、集まった支援関係者において名簿対象者を割り振り、自身の身の安全を確保した上で、訪問等により安否確認を実施します。

第3章 避難所の開設・運営

1 避難所運営の基本方針

(1) 地域との連携による避難所の運営

避難所を開設する場合は、市職員が取りまとめ役となります。

災害発生直後においては、市職員、学校関係者、地区防災組織の皆様が連携して避難所の運営を行います。

また、避難所開設・運営前に駆けつけた地域の皆様が、初動として最低限の避難所開設を行えるようにFirst Missionボックスを導入しております。避難者においても、できることは御自身で対応するよう協力をお願いします。

(2) 要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり

避難所においては、要介護高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する人、外国人、性的マイノリティ等の「要配慮者」のニーズに適切に対応できるようにします。

また、避難所の運営に当たっては、地域の特性や実情を踏まえるとともに、男女両方が参画し、避難所における良好な生活環境の確保を図ります。

(3) 感染症対策に留意した避難所の運営

災害時には、感染症の拡大リスクが高まることから、避難所では衛生状態を保つことが大切です。飛沫感染等により感染が拡大するおそれがあるため、3つの密（密閉、密集、密接）を避けることと合わせ、定期的な換気や消毒を行うとともに、避難者に対し、避難所での手洗い等の励行やマスクの着用などをお願いし、感染症対策を徹底するようにします。

(4) 在宅避難者に配慮した拠点づくり

避難所は、情報収集や情報提供、非常食・飲料水、物資等の提供に関する地域の支援拠点になります。

非常食等の配布に当たっては、避難所で生活する方を優先に対応するとともに、地域で在宅避難している方にも配慮します。

2 時系列での避難所の想定状況

【初動期】

＜災害発生直後の混乱状態の中で、避難所を開設・運営するために必要な業務を行う時期＞
・当初は、市職員、学校関係者、地区防災組織の皆様と連携して避難所を運営します。



【展開期】

＜避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期＞
・避難生活の実態に即したルールを定め、運営します。



【安定期】

＜避難者の多様化するニーズに対して、柔軟な対応が必要とされる時期＞
・ニーズや避難所生活について、避難者との相談を行います。



【撤収期】

＜ライフラインの復旧に伴い本来の生活が可能となり、避難者が減少する時期＞
・避難者の減少に伴い、避難所の縮小・集約を進めます。
・避難者の生活再建や、施設本来の業務再開に向けた対応が必要となります。



【閉鎖期】

＜災害対策本部や施設管理者と協議の上、避難所の統廃合を行う時期＞
・残っている避難者に統廃合を周知し、希望を確認して他の避難所を手配するなど、理解を求めた上で閉鎖を進めます。

3 避難所施設の安全確認と避難所の開設

(1) 避難所施設の安全確認

施設の被害状況を確認し、使用できる部屋を把握しましょう。

電気、ガス、水道、電話等の被害状況についても確認しましょう。

ライフライン及び施設の一部が使用できない場合でも、避難者に危険がなければ避難所を開設します。危険な場所がある場合は、「立入禁止」の張り紙やロープを張ります。

なお、施設が被災し危険な場合は、地区内の他の避難所に誘導しましょう。

(2) 避難所の開設

上記のとおり、施設の被害状況により、避難所の開設を決定するとともに、あわせて避難者数を考慮して、地区内の避難所を選定し開設しましょう。

避難者が少ない場合、地区内に複数の避難所を開設するより集約して運営した方が、スタッフの削減になり効率的です。

ただし、指定避難所で避難所を開設しない場合は、入口付近に、開設しない理由や近隣で開設している避難所の情報を掲示し誘導しましょう。

4 市災害対策本部への連絡・報告

通常はメールや電話での報告を基本とし、電話回線やインターネットが不通の際は、MC A無線機や特設公衆電話を利用し、市災害対策本部へ施設の被害状況及び開設状況を報告しましょう。その後の報告については、随時行ってください。

【主な報告内容】

- ・施設の被害状況
- ・避難所開設状況
- ・補充が必要な備蓄物資・資機材
- ・福祉避難所の開設要望 など

【避難者数の報告】

避難者数の報告については、毎正時に下記のとおり報告してください。

また、受信側の混乱を避けるため、市民センターはメール、小・中学校は電話で下記まで報告をお願いします。

市民センター ⇒ 市民生活課

小・中学校 ⇒ 教育企画課

※MC A無線機及び特設公衆電話の取扱い要領は、別添資料を参照

※避難所被害状況報告書は、別添資料を参照

※緊急時は以下の電話番号に連絡してください。

【災害対策本部（緊急用）の衛星携帯電話番号 080-2559-7136】

5 避難所の運営

(1) 避難者の受付

避難所へ到着した避難者に対しては、手指消毒と体温の測定を実施し、マスク不着用者がいた場合、マスクを配布し、不特定多数が生活する避難所の特性に御理解いただき、着用の協力をお願いした上で、別添資料の避難者受付名簿等を活用し、**避難者を把握しましょう。**

把握においては、アレルギーや内臓疾患などの基礎疾患の有無を確認し、非常食の配布時に配慮します。

障害者及び高齢者など、大勢の方と一緒に避難生活が困難な方については、和室などの個室を福祉避難室として割り当てましょう。また、福祉避難室で対応が困難な場合は、特性に応じた福祉避難所での受入れを調整しますので、市災害対策本部へ連絡してください。

発熱している等の体調不良者に対しては、感染対策上の対応として、他の避難者からは隔離し、会議室などの個室を確保するなど体調不良者用避難スペースを用意しましょう。

車中避難を希望される方に対しては、受付時に駐車場所などについても併せて確認し、定期的に巡回するなど、健康状態の確認を行いましょう。

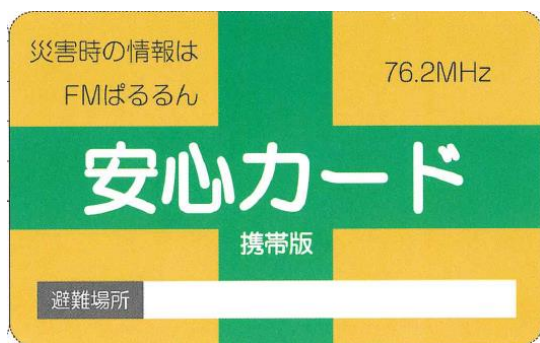
また、安心カード・ヘルプカードを持参した方については、外見からは支援や配慮が必要なことが分かりにくい方もいますので、受付時に十分配慮するとともに、福祉避難室等への誘導を想定しましょう。

【安心カード】

高齢者や障害者の方に、普段から携帯できる「安心カード」を配布しており、災害時に負傷したり、病気で倒れたとき等につけつけた救急隊員に医療情報などをすばやく知らせるために作成しています。

【ヘルプカード】

外見からは配慮や支援が必要と分かりにくい方で、配慮や支援を求めていることを知らせることを希望する方に、ヘルプマークやヘルプカードを配布しています。



安心カード（見本）



ヘルプカード（見本）

※特別な配慮が必要な方、福祉避難所（6 ページ 3 避難所における機能や役割の確認（2）福祉避難所を参照）への避難が必要な方等については、随時、市災害対策本部へ報告をお願いします。

※避難所の収容人数について、スペース確保が難しくなった場合には、別の指定避難所や緊急避難所での受入れを市災害対策本部で検討しますので、報告をお願いします。

(2) 避難所レイアウトの決定

運営する上で、避難者の受入れ前に、避難所の概ねのレイアウトを決定します。ホールや体育館のレイアウトについては、養生テープ等を活用し明示するとともに、掲示板等で避難者へお知らせします。

○居住スペース

- ・皆が移動しやすいよう、まずは通路を確保します。
- ・飛沫感染防止に効果がある間仕切りを立て、世帯単位で活用することでプライバシーも確保します。
- ・障害者及び高齢者の方には和室、体調不良者には会議室などの個別の部屋を用意することが望ましいですが、スペースの関係で難しい場合は、優先的に間仕切り及び段ボールベッドを活用していただくようにし、一般避難者とゾーン分けを行うなど工夫をします。間仕切りが不足した場合は、市災害対策本部へ補充を依頼します。

○掲示板

- ・避難所生活のルール等を掲示板へ掲示し、避難者への周知徹底を図ります。

○物資配布場所

- ・物資の搬入がしやすい場所を選びます。
- ・特定の方のみが使用する物資(女性用品、育児・介護用品等)の配布場所は、居住スペースと分け、別の個室等に設置します。

○更衣室

- ・男女別に必要です。部屋の確保が困難な場合は、間仕切りで更衣スペースを設けます。

○授乳室

- ・可能な限り、専用の部屋の確保が必要です。

○受付

- ・入口の近くに設置します。

○仮設トイレ

- ・衛生、臭気対策のため、原則として屋外に設置し、手洗い場を設置します。
- ・男・女・共用別にし、防犯上、居住施設から離れすぎず、必ず照明を設置します。

○子供の遊び場や学習スペースの確保

○寒暖対策を十分に

- ・季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりが必要です。
- ・主に次のような用品を使用することが想定されます。
冬季：毛布、マット、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク
夏季：扇風機、クーラー、氷、保冷剤、殺虫剤、タオルケット、蚊取り器

○喫煙場所

- ・まずは施設のルールに従いますが、設置する場合は、屋外で通路や出入口付近を避けて設置します。

○ゴミ置き場

- ・衛生、臭気の問題から、屋外にスペースを設けます。
- ・清掃車の出入りや直射日光を避けること、危険物の取扱いなどに注意します。
- ・避難者で定期的に清掃をするなど、衛生管理を心がけましょう。

○洗濯及び物干し場

- ・生活用水が確保しやすい場所を選んで、共同の洗濯場を確保します。
- ・洗濯物干し場は、日当たりの良い場所で、共用場所と女性専用の場所を確保します。

○ペットの避難スペース

- ・原則、屋外での対応になります。
- ・清掃は、飼い主が責任を持って行います。
- ・避難生活では、人も動物もストレスを感じています。普段以上に注意を払いましょう。

(3) 感染症対策

○手洗い等の実施・啓発

- ・食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等には、石鹸・ハンドソープと流水での手洗いの徹底を図りましょう。
- ・手指消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺等に設置し、こまめに手指消毒を行いましょう。
- ・感染予防啓発チラシ（別添資料を参照）をトイレや掲示板に掲出し、避難者に感染予防対策を啓発しましょう。

○換気の実施

- ・避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開けましょう。
- ・常時開けることが困難な場合は、1時間に2回程度、2方向の窓を数分間ずつ全開にしましょう。

○衛生環境の確保

- ・トイレやロビー等の共用部やドアノブやスイッチ、手すりなど不特定多数の方が手を触れる箇所については、定期的に消毒を行いましょう。

(4) 福祉避難室の設置

障害者及び高齢者など、大勢の方と一緒に避難生活が困難な方については、**和室などの個室を福祉避難室として割り当てましょう。**また、福祉避難室で対応が困難な場合は、特性に応じた福祉避難所での受入れについて市災害対策本部で対応します。

※要配慮者の一般的な特徴及び支援方法は、別添資料を参照

(5) 体調不良者用スペースの確保

発熱している等の体調不良者に対しては、感染対策上の対応として、会議室などの個室を確保し、体調不良者用避難スペースを用意しましょう。避難所スペースの関係で困難な場合は、別の指定避難所の開設及び災害協定を活用した民間宿泊施設での受入れについて市災害対策本部で対応します。

(6) 避難所生活のルールの作成及び掲示

避難所では、多くの避難者が共同生活を送るため、避難者がお互いにルールを守って気持ち良く生活できることが大切です。

避難所生活の基本的なルールを別添資料の避難所利用上のルールを参考に作成し、掲示板への掲示などにより、避難者への周知徹底を図りましょう。

避難者に情報が行き届くよう、見える化を意識します。

(7) 避難者への気象・水位情報の提供

気象情報、河川カメラや河川の水位情報等について避難者から聞かれた場合は、P. 10 のサイトやQRコードを紹介しましょう。

(8) 飲料水及び生活用水の確保

飲料水については、市で備えているペットボトルの水を紙コップなどで提供しましょう。

ペットボトルの水が不足したときは、市災害対策本部に報告するとともに、小・中学校の受水槽を活用しましょう。

各小・中学校の受水槽の活用については、受水槽の周辺のフェンス等の鍵を開錠するとともに、職員室や学校の備蓄品保管場所に保管してある応急給水栓を接続し使用します。

※受水槽を活用した給水要領は、別添資料を参照

生活用水については、市民センター等に設置している雨水貯留タンクを活用するとともに、地区内の災害時生活用水協力井戸、プール、河川等から水を運搬するなどして確保します。

災害時生活用水協力井戸については、避難所で活用するとともに、地域の方への提供についても協力をお願いします。井戸登録の約9割は電動のポンプでくみ上げるため、停電時には、避難所に備えてある発電機等を利用することを想定しましょう。なお、発電機は、避難所等での使用も想定されますので、くみ上げる井戸を選定し、順次、使用することになります。

【飲料水及び生活用水の使用方の目安】

	・飲料用 ・料理用	・手洗い ・洗顔	・風呂 ・洗濯	・トイレ
ペットボトルの飲料水	◎	○		
小中学校の受水槽の水	◎	○	○	
給水車の水	◎	○	○	
災害時生活用水協力井戸の水	×	○	◎	◎
プール・河川・雨水貯留タンクの水	×	×	×	◎

◎ 最適な使用方法， ○ 使用可， × 使用不可

(9) トイレの使用

断水時であっても施設のトイレが使用可能であれば、プールの水や地域の井戸水などをバケツ等により補充し、使用します。

トイレ用水を確保できない場合や、トイレが流せない場合において、洋式便座が使用できるときは、洋式便座に市が備蓄している携帯トイレ「スケットイレ」の排便袋を設置して使用しましょう。あわせて使用方法を明示して周知徹底しましょう。

トイレが便座の破損等により使用できない場合は、備蓄されている簡易トイレをトイレの個室に設置し、「スケットイレ」を併用します。

施設の破損によりトイレの個室自体が使用できない場合は、備蓄してあるトイレテントを安全なスペースに設置し、簡易トイレを設置した上で「スケットイレ」を併用します。

あわせて、乾電池式ランタンを設置するほか、長期化が予想される場合においては、女性用と男性用を3：1の割合で設置することや、車いすの使用や性別にかかわらず誰もが抵抗なく安心して利用できるよう「多目的トイレ」，「男女共用トイレ」等の設置に努めます。

トイレは避難所利用者の全員が必ず利用する大切な場所です。使用方法の周知徹底を図り、衛生的に使用できるよう努めましょう。

※簡易トイレの使用方は、別添資料を参照

(10) 備蓄物資・資機材の活用

○発電機

- ・発電機は、避難者のスマートフォンの充電や投光器等、避難所内の電気機器の電源として使用するとともに、地域の井戸水を電動ポンプでくみ上げる際に使用することを想定しています。数が限られているので、状況に応じて優先順位を考えることも必要です。※発電機の使用方法については、別添資料を参照

○非常食

- ・初動時の食事として、クラッカーを配備しているので、適時、配布しましょう。
- ・クラッカーは、銀の袋1袋が1食分となっています。避難者が多いときは、袋の中身が2つに分かれているので、銀の袋を開け、半食分ずつ配付するなど、全ての避難者に配布することや支援が必要な方への配布を優先することなどに配慮しましょう。
- ※この他に、内臓疾患等の食事制限者にも提供可能な「はんぶん米」、乳児用の「液体ミルク」を市災害対策本部で備蓄しています。必要な場合は、市災害対策本部へ連絡をお願いします。

○飲料水

- ・飲料水は、2ℓのペットボトルを備蓄しているので、紙コップで配布し、避難者の水分補給に配慮しましょう。

○毛布、保温シート

- ・原則、毛布と保温シートを組み合わせで配布します。
- ・避難者が多い場合や気温に応じ、毛布又は保温シートをどちらか1枚ずつ配布します。

○避難所用マット、簡易間仕切り

- ・避難所用マットは、幅が約1mなので、2本を平行に広げて使用することを基本としています。ハサミ等で切ることができるので、個別に配布することも可能です。
- ・不足する場合には、座布団や体育用のマットを活用します。
- ・簡易間仕切りは、飛沫感染を防ぐため、スペースを区分けする必要がある体調不良者用スペースや、重症化リスクが高い福祉避難室に優先的に設置しましょう。また、不安軽減につながるため、乳幼児がいる家庭などにも優先して提供します。

※避難所用マット、簡易間仕切りの使用法については、別添資料を参照

- 市では、立ち上がる際の腰やひざへの負担を軽減する「段ボールベッド」を備蓄しています。必要な場合は、市災害対策本部まで連絡をお願いします。

- 備蓄物資・資機材が不足した場合は、市災害対策本部まで連絡をお願いします。

※地区独自で非常食や資機材等を備蓄している場合は、備蓄品目・数量・場所を記載した資機材一覧表を作成・共有し、随時更新しましょう。

(11) 医療・救護対策

小中学校の保健室等を活用し、軽傷者の応急手当など可能な範囲で対応をお願いします。

緊急対応が必要なときは、119番通報により救急車を要請するとともに、119番がつかない場合は、MC A無線機により、市災害対策本部へ連絡します。

また、避難者の薬の確保については、水戸市薬剤師会などと連携して対応しますので、市災害対策本部へ連絡してください。

避難生活が長期化したときは、水戸市医師会、水戸市歯科医師会、水戸市薬剤師会、茨城県助産師会などの協力により、避難所の巡回診療を行います。

(12) 炊き出し

初動においては、備蓄物資であるクラッカーを配布し、鍋やガス等の設備の確保と人的な支援が整い次第、温かい食事の提供に努めましょう。

※炊飯袋の使用法については、別添資料を参照

※プロパンガスを使用している施設は、ガス漏れなどを確認し復旧してから使用します。都市ガスを使用している施設において供給が停止しているときは、市で協定を締結している(一社)高圧ガス保安協会加盟業者から、プロパンガスとコンロを確保します。

(13) ゴミの管理

避難所では多くの方が生活するため、大量のゴミが発生します。特に、災害発生直後の混乱した状況では、収集車によるゴミの収集も滞るおそれがあります。

○避難所敷地内の屋外で、次のような場所にゴミ集積場を設置しましょう。

- ・収集車が出入りしやすい場所
- ・炊き出し等、衛生面に注意を払わなければならないところから離れた場所
- ・居住空間からある程度離れ、臭気が避けられる場所
- ・直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

○ゴミの分別を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保ちましょう。

- ・通常と同じ分別を避難者に呼びかけます。
- ・危険物（空になったカセットボンベ等）の分別には、注意を払います。

(14) ペット対策

災害時には、人間と同様にペットも生活の場を失います。様々な人が生活する避難所で人間とペットが共存していくために、ルールを設け、トラブルにならないよう注意します。

自宅が倒壊のおそれがあるなど自宅で生活できない場合、同行避難として、ペット（**特定動物は除く**）を受け入れますが、犬を受け入れる場合は、狂犬病の予防接種を行っていることが条件になりますので、受入れ時に口頭で確認します。また、盲導犬や介助犬等を除き、避難所の居室部分へのペットの持込みは禁止します。

○特定動物とは

- ・タカ、ワニ、ヘビ等、人に危害を加えるおそれのある危険な動物
- ・特定犬（秋田犬、土佐犬、ジャーマン・シェパード、紀州犬、ドーベルマン、グレート・デーン、セント・バーナード、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア等）は、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」等に基づき、上下四方が囲まれ、十分な強度を持ち、人に危害を加えられない構造になっているおりの中で飼うことが定められているので、避難所での受入れはできません。自宅敷地内の安全な場所での飼育をお願いするか、信頼のおける知人に預ける、動物飼育専門家（動物取扱業者等）に預けること等を提案し、理解を求めましょう。
- ・ペットは、施設の屋内外の雨風がしのげるところで飼育します。屋外にテントを張る場合、四方幕を張るとともに、季節に応じて、保温シートやブルーシートで覆い、気温等に配慮します。
- ・ペットは、飼い主が用意するケージに入れ飼育し感染症等に配慮します。ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が行うことを基本とし、状況に応じて、水戸市獣医師会による避難所巡回を行います。
- ・地区内においてペットの避難状況を把握し、状況に応じて受入れ箇所を集約します。
- ・ペットの負傷、飼い主不明な動物の収容、収容能力の超過、避難の長期化による同伴避難など、指定避難所において対応が困難なときは、（仮称）災害時動物救護活動拠点施設において受け入れますので、市災害対策本部へ連絡をお願いします。

(15) ボランティアとの連携

避難所では、人手が不足したり、専門的な知識、技術を持った人が必要となります。

ボランティアの派遣が必要な場合は、ボランティアの作業内容や人数を明確にした上で、市災害対策本部へ要請します。

避難所にボランティア希望者が直接来た場合は、市のボランティア窓口（市社会福祉協議会ボランティアセンター）の登録を済ませるよう案内します。

【水戸市社会福祉協議会ボランティアセンター】

〒311-4141 水戸市赤塚 1-1（M10S2 階）水戸市福祉ボランティア会館内（赤塚駅北口）

TEL：029-309-1011 FAX：029-309-1139

6 避難所の閉鎖

市災害対策本部は、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建築状況、公営住宅の空き状況などを見ながら、避難所の閉鎖（集約）に向けての検討を行い、判断します。

- ・閉鎖は、教育の場の確保に配慮し、小中学校から検討を行い、状況に応じて、和室を有するなど設備が充実している施設（市民センター等）へ集約します。
- ・閉鎖（集約）に当たっては、市災害対策本部が避難者への丁寧な説明を行い、趣旨を十分に理解してもらうとともに、避難者の避難所退所後の住居の問題など、避難者の自立に向けた相談体制を確立します。
- ・避難所の撤収に当たっては、避難所の運営に係る記録や使用した資料、物資の保管状況などを整理して、市災害対策本部に引き継ぎます。
- ・使用済みの毛布など回収が必要となる物資があれば、市災害対策本部へ連絡します。物資の搬出や施設内の片付け・清掃などを避難者の協力を得て行います。

第4章 計画の見直し

1 検証と見直し

市地域防災計画の修正、災害対応、防災訓練などを踏まえ、地区防災計画を定期的に検証し見直すことが大切です。

地域防災力を向上させるためには、「地区の特性と想定される災害の整理及び地区防災計画の作成（PLAN）」、「危機感を維持するための防災訓練の実施、防災意識の高揚を図るための幅広いイベントの推進等（DO）」、「訓練・イベント等の実施後の成果発表と状況確認、評価、問題点のチェック（CHECK）」、「地区防災計画、防災訓練等の見直し・改善のための行動等（ACTION）」、このようなPDCAサイクルにより、機能を高めながら、実践的な行動へとつなげます。